



II

基本構想

2008年度～2017年度
(平成20年度～平成29年度)

Ⅱ 基本構想

1 まちの将来像

九州一の広大なやさしさ 佐伯市

2 人口

10年後の人口（73,000人を維持）

3 地域的整備方針

市街地地域・山間部地域・海岸部地域の地域別整備方針

4 まちのかたち

- 周辺部地域の文化や伝統などを大切にし、各地域の個性が光るまちづくり
（地域の個性の尊重）
- 中心市街地を核とする多重ネットワークのまちづくり

5 まちづくりの基本理念

- 市民一人ひとりが、責任をもって、自ら考え、自ら行動すること。
- 市民自ら率先して、自助努力をし、ともに助けあう「市民主体のまちづくり」

6 市民と行政との適切な役割分担

「自助・共助・公助」の考え方の下での市民と行政の適切な役割分担

7 財政運営の方向

自主財源の確保と経常的経費の削減、真に必要な公共事業の効率的な実施などによる健全な財政運営

8 重点プロジェクト

九つの重点プロジェクト

1 まちの将来像

九州一の広大なやさしさ 佐伯市

(注1)



広大な海とリアス式海岸

「まちの将来像」とは、この総合計画の目標年度である平成29年度に、「こうなっていたい」というまちの姿です。わたしたちのまちは、903平方キロメートルという九州一の面積を誇ります。この広大な土地は、温暖な気候の下、祖母傾国立公園の一角をなす森林地域と、番匠川水系等の清流に育まれた田園地域と、日豊海岸国立公園に指定された269キロにおよぶリアス式海岸地域からなっています。さらに、本市には、これらの豊かな自然を背景に、新鮮で豊富な食材とこれらを使ったおいしい料理、厚い人情、治安のよさなど、人がこころ豊かに暮らしていくための基礎的条件がそろっています。このような本市の姿は、「健康と環境を志向するライフスタイル」である「ロハス」(注2)の思想を具体化するものであり、都会人などにとっては、まさしく広大な「癒しの地」であるといえます。

今後、わたしたちは、より一層、お互いに融和し、協力しあって、この豊かな自然を守り、育て、これを基盤として潤いと活力に満ちたふれあいのまちをつくりたいと思います。

このような「豊かな自然」や「癒し」、「人々の融和の姿」、「ふれあい」などは、すべて「やさしさ」のイメージをもっています。わたしたちのまちは、903平方キロメートルという九州一の広大な面積をもつとともに、いろいろな面で九州一の「やさしさ」が満ちあふれ、住む人にも、訪れる人にも、「やさしさ」を実感していただける活力のあるまちでありたいと願います。

このようなことから、わたしたちのまちの将来像をひとことで表現したキャッチフレーズを「九州一の広大なやさしさ 佐伯市」とします。



雄大な山々

(注1) この「九州一の広大なやさしさ」というフレーズは、平成19年9月22日に開かれた「市長と高校生との懇談会」において、新佐伯市のキャッチフレーズとして、市内の高校2年生（当時）から提言されたものです。

(注2) 「ロハス (LOHAS) 」とは、Lifestyles Of Health And Sustainabilityの頭文字をとった略語で、地球環境を守るため、自然環境に負荷をかけない自然エネルギーの活用や環境美化に取り組むことや体に良い食材を使った食物の摂取に心がけ、健康や環境を根本に据え、これらを追求するライフスタイルのことです。

2 人口

平成29年（2017年）の本市の人口は、約71,000人になるとの予測が出ていますが、73,000人の人口を維持します。

合併当初の平成17年4月時点で84,500人を数えた本市の人口は、この計画書の取りまとめ時点(平成19年10月)で、既に82,309人に減少しています。合併後の2年余りで、実に2,000人以上が減少した計算です。

国の予測では、今後、少子高齢化はますます深刻となり、出産や死亡による自然増減の分野では、大半の市町村が減少していくと考えられています。本市の人口も減少を続け、この計画の目標年次である平成29年時点では、約71,000人になると予測されます（国立社会保障・人口問題研究所では、平成27年（2015年）時の人口を約72,000と推計しています。）。

本市では、今後、この総合計画に掲げた諸施策を積極的に講じ、交流によって繁栄するまちを築くことによって、平成29年に73,000人の人口を維持します。

（注）人口推計にはさまざまな手法があり、手法によって推計値は異なる場合があります。この計画では、国勢調査による人口を基礎として、出生率や生存率などの推測変動値を加えるコーホートセンサス変化率法を用いて、10年後の人口を予測しました。



地域のイベントに参加する子どもたち

3 地域的整備方針

(1) 地域構造(現状)

本市の地域構造は、商工業や都市機能が集積している「市街地地域」と、その周辺に位置する「山間部地域」と「海岸部地域」に大きく分かります。

ア 市街地地域

この地域は、本市の北東部に位置する、本市の中では唯一の平坦な地域です。古くから城下町として栄え、第2次、第3次産業が発達し、都市的な機能が集積してきました。

この市街地地域のうち、従来の中心部に隣接する郊外へは、近年、大型店の出店が相次ぐ一方、従来型の商業等を中心とした従来の中心部(中心市街地)では、都市機能の求心力が低下しており、その再生が大きな課題となっています。

イ 山間部地域

この地域は、本市の西部に位置する中山間地域で、農林業が中心産業となっています。近年は、清流をはじめとした地域資源を生かした環境保全型の観光産業が振興しています。

しかし、過疎化・高齢化が進み、耕作放棄地や森林の荒廃などの課題が生じています。

ウ 海岸部地域

この地域は、本市の東部に当たる、豊後水道に面した海岸地域です。リアス式海岸特有の入り組んだ入江によって構成されていて、海洋資源に恵まれ、水産業等が主要産業となっています。今後は、海を活用した観光振興も期待されています。

しかし、漁場の疲弊による資源の減少、高齢化等に伴う後継者不足といった課題があります。

(2) 地域別整備の方針

上記の3地域を、さらに次の6つのゾーンに分けて、整備を進めていきます。

ア 中心市街地ゾーン(市街地地域)

このゾーンは、市街地地域のうち、佐伯地区の大手前からJR佐伯駅・港に至る約157ヘクタールの区域です。この区域には、従来から、市役所、商工会議所、JR佐伯駅、バスターミナル、金融機関、ホテル、商店街など、多くの都市機能を有する施設が集まっています。

今後、このゾーンを、新市全体における中心市街地として位置づけ、都市計画法などのまちづくり三法の趣旨に基づき、都市機能の無秩序な郊外化を抑制し、まちづくり交付金事業等を活用して、このゾーンでの都市機能の集積や居住人口の増加策等を進め、にぎわいの再生を図ることとします。

イ 中心市街地隣接・郊外ゾーン(市街地地域)

このゾーンは、市街地地域のうち、中心市街地ゾーンに隣接する地域及びこれらの郊外地域からなる地域であり、中心市街地と山間部地域や海岸部地域の結節点としての位置にあります。

このゾーンの中には、住居や商店などが集まっている地区もあり、また、近年、大型店の相次ぐ進出も見られます。今後、基本的には、中心市街地における各種都市機能を補完するという観点から、中心市街地に準じた居住環境やその他の機能の整備などを進めます。また、東九州自動車道佐伯インター周辺の整備を推進します。

ウ 山間部沿道ゾーン(山間部地域)

このゾーンは、山間部地域のうち、国道10号・326号や県道三重弥生線など、主要道路の沿線を中心としたゾーンです。

このゾーンでは、従来の生活拠点地区を中心として、各種の生活機能を整備していきます。また、このゾーンには、本市の誇る美しい清流が流れており、これを活かした公園、キャンプ場などの整備を進めていきます。

エ 多機能型森林ゾーン(山間部地域)

このゾーンは、山間部地域の大部分を占める森林ゾーンです。しいたけ、お茶等の地域の特産品を中心とした農林業の振興を図ります。また、農山村としての地域の特性を活かし、グリーンツーリズム等の振興を図ります。

オ 海岸部沿道ゾーン(海岸部地域)

このゾーンは、海岸部地域のうち、国道217号・388号、県道佐伯蒲江線・色宮港木立線・梶寄浦佐伯線など、主要道路の沿線を中心としたゾーンです。

このゾーンでは、従来の生活拠点地区を中心として、各種の生活機能を整備していきます。また、このゾーンは、美しい海岸線を形成しているため、その景観の整備を図り、海岸線を活かした公園、キャンプ場などの整備を進めていきます。

カ 黒潮海洋ゾーン(海岸部地域)

このゾーンは、本市の東側に当たる海岸地域を中心としたゾーンです。このゾーンでは、この地域の主要産業である水産業等の一層の振興を図ります。また、恵まれた海洋資源や海の景観などを活かし、ブルーツーリズムなどの観光開発も進めていきます。



4 まちのかたち

合併した旧市町村のそれぞれの地域ごとに、その文化や伝統などの地域資源を大切にした地域の個性が光るまちづくりを進めます。

その上で、各地域に、生活拠点地域を核とした身近な生活圏が形成され、それらが佐伯地区の中心市街地を核として、相互に補完しあいながら、適切なネットワークを保って繁栄する姿、これが本市の「まちのかたち」です。

(1) 地域の個性の尊重

本市は、九つの市町村が合併してできました。この九つの市や町や村は、合併するまでは、それぞれ一つの自治体として、固有の文化や伝統、それぞれに異なる自然や風土、多彩な資質や能力のある人材など、さまざまな有形・無形の地域資源をもっており、これらを育み、また、これらに育まれながら発展してきました。これらの地域資源は、まさに地域の個性を形成し、その地域に暮らす人々の誇りや心のよりどころであり、後世に引き継ぐべき貴重な財産です。もし、各地域がこのような個性をなくしてしまったら、本市は、「広大な無味乾燥地帯」となりかねません。そのようなことがなく、本市が、今後ますます活気に満ちた魅力あるまちとして発展していくために、各地域の文化や伝統などの地域資源を大切にし、地域の個性が光るまちづくりを進めます。

そのため、特に、合併後における活力の維持が懸念される周辺部については、地域別振興計画を作成し、これを実践していきます。

なお、本市には、高齢化の進行等により将来的に集落の存続が危ぶまれる地域もあります。このような地域に対しては、その実情に応じ生活上の不便を解消するなど、適切な対策を進めていきます。

(2) 中心市街地を核とする多重ネットワークのまち

佐伯地区の中心市街地はもとより、周辺部の各地域においても、程度や状況の差こそあれ、公共・公益施設や商店など、生活機能の多くが集まり、人口も集中している地域、いわば「生活拠点地区」があります。これらの生活機能が無秩序に周辺に広がっていくと、従来の地域コミュニティが希薄化し

たり、高齢者などの交通弱者が不便になったり、新たな道路や下水道などの建設や維持管理が必要となって、財政負担が増えるなど、さまざまな弊害が出てきます。

そこで、今後、生活機能の充実が必要となる場合には、できるだけ生活拠点地区の中で整備し、そのにぎわいを作り出すように努めることとし、生活機能が無秩序に周辺部に拡散しないようにします。

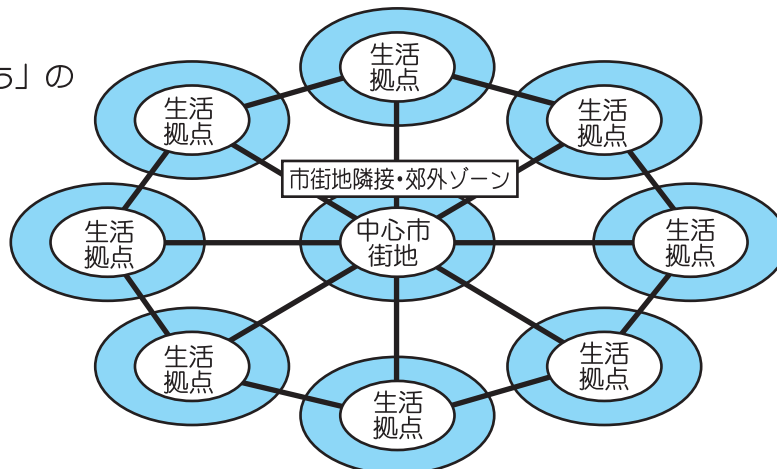
このようにして、合併したそれぞれの地域ごとに、生活拠点地区を中心として、地域住民にとって便利で暮らしやすいコンパクトな生活圏の形成を進めます。そして、日常生活に必要なサービスの大半は、この生活圏で受けることができ、そこで受けることができないサービスは隣の生活圏で、さらに残りの高次のサービスは他の生活圏又は佐伯地区の中心市街地で受けることとなります。

そのほか、これらの生活圏の相互間には、佐伯地区の中心市街地を核として、公共交通を中心とする交通ネットワーク、地域おこしやNPO活動などに向けられた人のネットワークなど、さまざまなネットワークが形成され、適切に連携する必要があります。

さらに、これらの生活圏の区域は固定的なものではなく、今後、まちづくりの中で重なり合い、あるいは変化していくことが予想されます。

このように、それぞれの地域において、その文化や伝統などの地域資源を大切にし、地域の個性が光るまちづくりが行われる中で、佐伯地区の中心市街地を中心に、各地域ごとに、生活拠点地区を核とした身近な生活圏が形成され、それらが相互に補完し合いながら、多重に適切なネットワークを保って存在している姿、これが、今後の本市のめざす「まちのかたち」といえます。

(「まちのかたち」のイメージ図)



5 まちづくりの基本理念

「市民一人ひとりが、責任をもって、自ら考え、自ら行動すること。」
その結果、市民自ら率先して、自助努力をし、ともに助けあう
「市民主体のまちづくり」が実現します。

(1) これからの本市のまちづくりの基本理念は、市職員を含む、およそすべての市民が、それぞれの置かれた環境の中で、「責任をもって、自ら考え、自ら行動すること」です。

まちづくりは、そのまちに住む市民のためにこそあるのですから、その恩恵を受ける市民一人ひとりが、主体的に考え、行動してこそ、最も実情に合った、効果のあるまちづくりが行えることとなります。

(2) これを、市民と行政との対比でいえば、これまでは、行政が主体となって、道路や下水道などの社会基盤を整備し、いろいろな公共サービスを提供してきました。

しかし、最近では、市民の価値観は複雑・多岐化し、公共サービスの範囲はとても拡大しています。また、少子高齢化の影響や国・県の財政事情等により、市の財政力も低下しています。このようなことなどから、今後、すべての市民ニーズを行政だけで適切に担うのは、とても難しく、また、適切でもない状況になってきています。

例えば、ごみやリサイクルなどの環境問題、地域における防犯活動や災害時の初期対応などの問題、高齢者福祉や子育て支援の問題などがその一例です。このような分野では、地域の人々の積極的な参加と行動があってこそ、地域の 実情に応じた、よりよい成果が期待されます。

(3) 本来、市民は、自治の客体ではなく、その主体です。これからのまちづくりにおいては、市民は、単に公共サービスの「受け手」としてだけでなく、自分でできる分野では、その「担い手」として、自ら主体的に行動し、実践しなければなりません(自助)。また、一人でできないことは、お互いに

助けあって、実現に努力しなければなりません(共助)。そして、行政は、市民の自助・共助では適切に対応できない分野を担当することとなります(公助)。

このように、これからのまちづくりは、「責任をもって、自ら考え、自ら行動すること」を基本理念とします。これにより、「自助・共助・公助」の考え方の下、市民の自助努力と相互の助け合いによる「市民主体のまちづくり」を進めていきます。



安心・安全パトロール

6 「自助・共助・公助」の考え方下での市民と行政の役割分担

これからのまちづくりは、「自助・共助・公助」という考え方下、次のように市民と行政の適切な役割分担により行われます。

(1) 市民の果たす役割

- ア まちづくりの議論を積極的に行うこと。
- イ 自己実現や地域の課題解決などに向け、率先して自助努力をすること。
- ウ お互いに助けあい、社会に貢献すること。
- エ 男性、女性がお互いに相手の人権を尊重し合うこと。
- オ 行政の運営に積極的に参画すること。

(2) 行政の果たす役割

- ア まちづくりに関する議論を盛んにすること。
- イ 自助・共助中心の社会の構築を推進すること。
- ウ 市民の自助・共助で対応できない分野を責任をもって解決すること。
- エ 男性、女性が共に手を携えて、個性と能力を十分に発揮できる社会を築くこと。
- オ 簡素かつ効率的で、健全な行政システムを構築すること。

7 財政運営の方向

本市の財政状況は、行財政改革の積極的な取組により、合併当初の危機的な状況が、かなり改善されてきました。しかし、依然として、厳しい状況にあることには変わりありません。

したがって、将来、普通交付税の一本算定(注)により交付税の額が減額された後も財政運営に支障を来すことのないよう、今後とも、極力、健全な財政運営を行っていきます。

そのために、市税などの自主財源の確保と経常的経費の削減に、更に一層努めます。また、各種の事業については、今後とも、地域発展のため、全市を一体的にとらえ、真に必要なものを選択した上で、効率的な実施に努めます。その際、財源の確保については、国の補助金制度を有効に活用するとともに、できる限り優良な地方債(借入金)を利用して、市の一般財源(自己負担)の支出を少なくします。

なお、各種事業の実施の在り方については、「地域の景気の浮揚対策」と「財政の健全化」という、相反する課題があります。これについては、行財政改革を更に一層推進する中で対応していくこととしており、今後とも、市民の多様なニーズにこたえられる持続可能な財政運営を進めていきます。

(注) 「一本算定」とは、合併してできた市などについて、一つの自治体として地方交付税が計算されることをいいます。

合併してできた市町村に交付される地方交付税の金額は、合併前の複数の市町村ごとに計算した金額より少なくなります。平成の合併に際しては、合併年度及びこれに続く10か年度については、合併がなかったと仮定して、毎年、交付税が計算されます。これが10年を超えると段階的に減額され、本来の一つの自治体として交付税が計算されます。

8 重点プロジェクト

本市を活性化させるため、次の重点プロジェクトを設定し、その推進に努めます。

I 地域資源を活用し、交流人口を増加させます。

- 1 山・川・海の自然を守ります。
- 2 「食」を中心とした地域資源を積極的に活用します。
- 3 健全な森林を大切に守り育て、森林資源を活用します。
- 4 「食育」の取組を総合的に推進します。
- 5 スポーツによる交流を推進します。
- 6 おもてなしの心を醸成します。

II 産業を振興し、雇用の場を増やします。

- 1 企業の誘致を進めます。
- 2 佐伯港の利用促進に取り組みます。
- 3 既存産業の振興（留地）に取り組みます。
- 4 新たな起業を支援します。

III 定住促進対策を進め、定住者を増やします。

- 1 定住促進対策を推進します。

IV 「安全・安心なまち」をつくります。

- 1 消防新庁舎を建設します。
- 2 市役所新庁舎等の建設に取り組みます。
- 3 安全・安心に暮らせるよう総合情報伝達システムを整備します。
- 4 自主防災組織の育成等を推進します。
- 5 地域医療体制の充実に取り組みます。
- 6 自然災害を防ぐため、災害防止事業などを進めます。
- 7 安心して生活ができる福祉体制の充実に努めます。

V 公共交通網を整備します。

- 1 主要道路網の整備を促進します。
- 2 人々が市内を適時に移動できるよう、公共交通網を整備します。

VI 子どもが安心して育つまちをつくります。

- 1 教育環境の整備を進めます。
- 2 子育ての支援等の体制を充実します。

VII 中心市街地を元気にします。

- 1 大手前地区の再開発に取り組みます。
- 2 駅前・港地区の振興に取り組みます。

VIII 文化芸術の振興に取り組みます。

- 1 歴史資料館・美術館の建設に向けて取り組みます。
- 2 新文化会館の建設に向けて取り組みます。
- 3 文化芸術活動への支援と文化意識の高揚及び文化水準の向上に努めます。

IX 市民参加のまちづくりを新たに取り組みます。

- 1 自治基本条例の制定に取り組みます。
- 2 自主的にまちづくりを行うコミュニティ組織の構築に向けて取り組みます。

I 地域資源を活用し、交流人口を増加させます。

九州一広い面積をもつ本市は、豊かな地域資源があります。これを活用し、人々の交流を増加させます。

1 山・川・海の自然を守ります。

903平方キロメートルという九州一の面積をもつ本市は、祖母傾国定公園の一角をなす森林地域と、番匠川水系等の清流に育まれた田園地域と、日豊海岸国定公園に指定された269キロにおよぶリアス式海岸地域からなっています。

わたしたちのまちは、これら山、川、海が織りなす豊かな自然と切っても切り離せない関係にあり、環境基本計画等に基づき、これからも一層自然を守り、育てていきます。

2 「食」を中心とした地域資源を積極的に活用します。

本市には、日本有数の水産資源をはじめ、豊かな自然に育まれた九州一広大な土地の中に、多くの農林水産資源があります。これらは、本市の貴重な地域資源ですが、地域の振興という点では、まだまだ幅広い活用が可能です。

今後、これらの地域資源を活用し、海岸部地域においては、「あまべ渡世大学」のようなブルーツーリズム、山間部地域では、農家民泊等のグリーンツーリズムやリバーツーリズムなどのほか、食を中心とした第1次産業の資源を活用した取組を全市的に積極的に推進します。

これによって、今まで生産の場であった地域に、交流の場としての新しい活躍の場を与え、交流人口の増加による第一次産業の振興を図ります。

3 健全な森林を大切に守り育て、森林資源を活用します。

本市は、約78,000ヘクタールという九州一の広大な森林を持っています。森林は、木材を生産するだけでなく、水資源のかん養や国土の保全、大気の浄化など、生活環境を保全することにより、わたしたちの暮らしを支え、豊かにしています。

健全な森林は、苗木の植え付けから下刈り、間伐などの手入れ、伐採、利用などの一連の生産サイクルを維持することによって、はじめてつくられます。

本市は、このように健全な森林を育成し、伐採し、活用することにより、循環型社会の構築をめざしていきます。

4 「食育」の取組を総合的に推進します。

食育は、「食」に関する考え方を育て、健全な食生活の実現をめざすものです。その関係領域は、農林漁業、保健医療、教育、学校給食、観光、地域振興など、とても広範囲に及びます。

本市は、豊かな自然や温暖な気候などを背景として豊富な食材に恵まれています。これをベースに、「食育推進会議」を設置して「食育推進計画」を作成し、「地産地消」も含み、食育の取組を総合的に推進します。

5 スポーツによる交流を推進します。

総合運動公園等のスポーツ施設の整備を行い、スポーツのキャンプ地として取り組みます。これにより、多くの人を受け入れるとともに、食とツーリズムを組み合わせた「スポーツによる交流」を推進します。

6 おもてなしの心を醸成します。

交流人口の増加を実現するには、本市全体に「おもてなしの心」を醸成し、「住んでよし、訪れてよし」の心温まるまちづくりを進める必要があります。そこで、明るく、気持ちのよい「あいさつ」や「地域の清掃活動」の率先励行など、「おもてなしの心の運動」を展開します。



東九州伊勢えび海道

Ⅱ 産業を振興し、雇用の場を増やします。

人口を維持し、ひいては増加につなげるには、市内に収入を確保する場がなければなりません。そこで、次の施策により、農林水産業から商工業にいたる各種産業を振興し、雇用の場を確保します。

1 企業の誘致を進めます。

企業誘致に関する情報収集・分析等を行いながら、各種の支援措置を講じ、本市の立地環境に応じた企業誘致を推進します。

- (1) 企業誘致の基盤整備企業誘致用地の確保や関連施策の整備を行います。
- (2) 企業誘致専門部署の設置全国的な情報発信や誘致活動を展開します。

2 佐伯港の利用促進に取り組みます。

「佐伯湾港湾計画」によるマイナス14メートル岸壁の整備を促進し、県と共同で港の利用促進に取り組むとともに、港湾と東九州自動車道等の機能を連携させた輸送体系の整備を進めます。

- ※ マイナス14メートル岸壁になると、現在の2万トン級の船から、九州でも唯一公共の岸壁で5万トン級の船が接岸できるようになります。

3 既存産業の振興（留地）に取り組みます。

- (1) 各種協議会や団体等を通じ、後継者の育成、新製品の開発、先端技術の導入や情報の交換等及び施設の拡張などについても支援を行います。
- (2) 農林水産業の支援及び後継者の育成や団体への支援を行います。

- ※ 「留地」とは、現在、市内にある企業の市外移転を抑え、この佐伯の地で産業を振興するという考えです。

4 新たな起業を支援します。

- (1) 事業を興す際の工場適地、融資、会社設立等の情報提供を行います。

- ※ 「中小企業支援センター」の設立～起業や経営・技術の改善・革新をめざす個人や中小企業の取組を支援するため、研究開発支援、窓口相談、専門家派遣等の事業を実施します。

- (2) 農林水産関連事業などを中心に、起業の支援を行います。

Ⅲ 定住促進対策を進め、定住者を増やします。

地方では、人口の減少が著しく、田畑などの休耕地の増加など多くの問題が生じています。しかし、都市では団塊の世代の退職や心の憂いを求めて、田舎を訪れる人々が多くいます。これらの田舎の生活を求めてくる人々に、空き家情報などのさまざまな情報を提供し、都市からの移住等を進めていきます。

1 定住促進対策を推進します。

田舎暮らしに関するアンケート調査では、都市生活者の約4割がふるさと暮らしを希望しているとの結果がでています。本市は、山・川・海が織りなす豊かな自然をベースに、温暖な気候、豊富で新鮮な食材、温かい人情などがあり、ふるさと暮らしを求める都市生活者の条件の基本的な部分を備えています。現に、いわゆる「団塊の世代」の定年退職などの社会現象もあり、本市への移住等の問い合わせ件数も、増えてきていると言われています。

今後、地域資源に一層の磨きをかけるなど、地域の魅力アップを図る一方、空き家バンクをはじめとする各種情報の発信を行うなど、都市からの移住等の促進に向けた総合的な定住促進対策を推進します。



清流と緑あふれる自然

IV 「安全・安心なまち」をつくります。

本市は、地形が急で、浸水被害や土砂災害などが発生することが多く、また、東南海・南海地震やこれに伴う津波被害も想定されています。これらの災害に対し、対策を構築し、災害に強い安全・安心なまちをつくります。

1 消防新庁舎を建設します。

消防庁舎は、消防行政の中核施設であり、災害活動の現場における拠点です。しかし、現在の消防庁舎は、築後34年が経過し、老朽化しており、耐震性もありません。大型化、強大化する台風や今後30年以内にかかなりの確率で予想される大地震に備えるため、消防新庁舎を建設します。

2 市役所新庁舎等の建設に取り組みます。

市役所の庁舎は、災害時には、災害対策本部が設置される災害対策の司令塔です。しかし、現在の庁舎は、築後42年が経過し、老朽化しており、耐震性もありません。今後、予想される大地震に備えるとともに、市民サービスの向上を図るため、市役所の新庁舎の建設に取り組みます。

また、蒲江振興局の庁舎についても、築後48年が経過し、老朽化しています。災害対策と地域コミュニティの拠点として一体的な整備に取り組みます。

3 安全・安心に暮らせるよう総合情報伝達システムを整備します。

九州一広い面積を有する本市は、災害時になると大きな被害を受けるおそれのある地域でもあります。市民が安心して生活するためには、災害時における迅速・的確な情報の伝達が必要です。

そこで、「佐伯市情報化基本計画」を策定し、防災無線による災害時通信連絡網の構築や危険箇所の状況を把握するためのライブカメラの設置など、総合情報伝達システムの整備を進めていきます。また、このシステムの整備により、防災対策や高齢者の安否確認などの高齢者福祉対策にも取り組みます。

4 自主防災組織の育成等を推進します。

地域防災力の強化を図るため、「自主防災会」の市内全域での結成をめざします。また、防災組織と共同でDIG（災害イメージ）等の図上訓練を実施するほか、地区の防災リーダーとなる「防災士」の育成を図ります。

また、災害発生時には、山間部や海岸部では孤立地区が多数発生することが予測されることから、予想される孤立地区内の避難場所に「防災倉庫」を整備して、食料品等の備蓄品の確保を行います。

5 地域医療体制の充実に取り組みます。

わたしたちにとって、安心して生活するためには、病気やけがなどに対する備えは不可欠です。そのためには、適切な医療提供体制が必要です。

本市における予防体制を充実し、健診等による早期発見を行うとともに、県等と連携をとり、安心して生活できる医療の体制及び遠隔地の医療を充実する医療システムの推進に努めます。

6 自然災害を防ぐため、災害防止事業などを進めます。

自然災害を防ぐために、河川の改修、治山施設の整備、護岸や防波堤の改修整備など、災害防止策等を行い、生命・財産等を守ります。

7 安心して生活できる福祉体制の充実に努めます。

高齢化が特に進む本市では、地域とのつながりを保つ中で、安心して充実した生活が送れるように、地域福祉の充実に努めます。



自主防災組織の訓練

V 公共交通網を整備します。

道路網や公共の交通機関は、広い面積を持つ本市にとっては、必要不可欠なものです。市内主要な地域間を結ぶ道路の整備や公共交通機関を整備し、利便性のよいまちにします。

1 主要道路網の整備を促進します。

東九州自動車道佐伯インターの開通により、いよいよ高速時代が到来します。これに伴い、観光客の誘致や産業の振興のためには、人・ものの移動を支える道路網の整備を進めるとともに、地域間の移動が容易にできるようにしなければなりません。

そのためにも、引き続き東九州自動車道の建設促進に取り組みます。また、国道388号、国道217号佐伯弥生バイパスや番匠川河口橋をはじめとする合併地域支援道路の整備等について、国・県等に積極的に働きかけ、その建設を促進します。

2 人々が市内を適時に移動できるよう、公共交通網を整備します。

わたしたちのまちは、903平方キロメートルという九州一広い面積の中に、住居が点在しています。しかし、各地を結ぶ公共交通網の整備は十分ではありません。今後、高齢化が進むと、人の移動はますます難しくなってしまいます。人が容易に移動できることは、生活上の利便性を確保するだけでなく、地域の振興を図るためにも必要です。また、公共交通手段の利用を促進することは、地球温暖化の原因となる排気ガスの発生を減少させ、環境問題にも寄与します（モビリティマネジメント）。

本市では、平成18年度に「佐伯市地域公共交通計画」を作成しましたが、この計画に基づき、人々が適時に市内を移動できるよう、公共交通網を整備します。

なお、離島島民の生活に直結した航路については、適切に維持していきます。



東九州自動車道 佐伯ICの開通

VI 子どもが安心して育つまちをつくります。

子どもは、わたしたちの宝です。しかし、子どもの数は減少しているほか、子どもを取り巻く環境は、多くの問題を抱えています。このような中で、わたしたちは、「地域の子どもは地域で育てる」という観点に立ち、地域全体で子どもたちの育つ環境を良くしていかなければなりません。そのためにも、さまざまな施策に取り組み、子どもが安心して育つまちをつくります。

1 教育環境の整備を進めます。

子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。また、子どもの数も減少しており、地域と学校が連携をもった教育環境の整備が必要となっています。

今後、地域ぐるみの特色ある学校づくりの一環として、小中一貫教育など小中連携に取り組みながら、学力の向上に努めます。また、一定規模の学習集団による教育効果を確保するため、統廃合を含めた学校の適正規模の確保や適正配置に取り組みます。

2 子育ての支援等の体制を充実します。

在宅で子育てを行う家庭においては、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増加といった問題があります。また、女性の社会進出により、仕事と家事・育児の負担も大きくなっています。

本市では、放課後児童クラブを整備し、放課後の子どもたちにとって安全で健やかな居場所づくりを進めます。また、乳幼児のほか、小学生への医療費助成制度の拡大や、保育料の多子軽減（注）などの経済的な支援を行います。

在宅の子育て支援としては、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」などの設置により、子育ての不安感などを緩和し、また児童相談体制を充実し、児童虐待などを未然防止に努め、子どもの健やかな育ちの促進を図ります。

（注）「多子軽減」とは、同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園に在籍している場合、二目以降の児童の保育所保育料は軽減対象にすることをいいます。



子育てサロン

VII 中心市街地を元気にします。

中心市街地は、まちの顔としての役割を担うとともに、住民の生活の拠点として位置づけられてきました。しかしながら、郊外に大型店舗ができ、中心市街地と変わらないサービスが受けられるようになり、人々の流れは郊外へと向くようになりました。これに伴い、中心部の空洞化が生じ、商店街の疲弊化という問題が発生しました。この問題を解消するために、歴史と文化を大切にしながら中心市街地の活性化に取り組み、中心市街地を元気にします。

1 大手前地区の再開発に取り組みます。

本市では、中心市街地の活性化の一環として、大手前地区の再開発に取り組んでいます。

現在、いくつかの構想を基に、再開発の最終的な案を作成しているところです。今後、この最終案の作成を進めた後、地区のにぎわいの再生に向けて、事業を実施することとしています。

2 駅前・港地区の振興に取り組みます。

JR佐伯駅前から佐伯港にかけての地区は、大手前地区と並び、本市の中心市街地の重要な一角をなしています。しかし、この地域は、必ずしも十分な整備が進められているとはいえない状況にあります。

この地区は、駅、港という公共交通の重要な要の位置にあり、今後、この地区の整備計画を作成し、にぎわいの再生に向け、事業を実施することとしています。



城山から見た市街地風景

VIII 文化芸術の振興に取り組みます。

文化芸術は、人々の感性に訴えて、深い感動を与えるとともに、創造性を高め、心豊かな生活を創造し、活力ある地域社会の形成に寄与する重要な役割を果たします。そのためにも、優れた芸術文化に触れる機会を広げ、市民の芸術文化活動の振興に取り組みます。

1 歴史資料館・美術館の建設に向けて取り組みます。

本市には、毛利家の遺品、藩政資料、佐伯文庫をはじめ、各地域の歴史資料、郷土資料、郷土作家の美術品、南海コレクションなど、多くの貴重な歴史資料や美術品があります。しかし、これらを広く公開するための施設はなく、保存や管理も十分ではありません。そこで、郷土の歴史を学び、優れた芸術作品に触れるとともに、これらを後世に伝え、新たな文化を創造する拠点施設として、歴史資料館と美術館の建設に向け取り組みます。

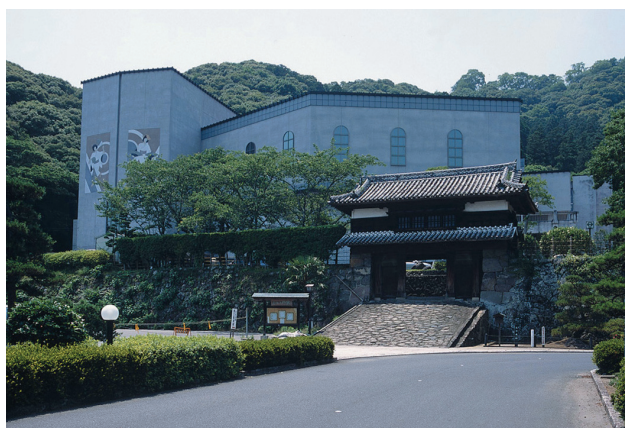
2 新文化会館の建設に向けて取り組みます。

現在の佐伯文化会館は、築後35年を経過して、老朽化し、毎年、維持補修に多額の費用を要し、維持管理に限界が来ています。このような事情から、市民の皆さんに優れた舞台芸術の鑑賞や市民の文化活動の発表の場を提供するなど、本市の文化活動の拠点施設として、新たに文化会館の建設に向け取り組みます。

3 文化芸術活動への支援と文化意識の高揚及び文化水準の向上に努めます。

市民が自分にあった文化芸術活動が行えるよう情報提供を行うとともに、一人ひとりが主体的に文化芸術活動を行うことができるよう支援します。

また、優れた芸術作品を鑑賞できる機会を増やし、文化意識の高揚と文化水準の向上に努めます。



佐伯文化会館と橋門

VII 市民参加のまちづくりを新たに取り組みます。

近年、市民が行政に求めるものは、多岐にわたり、しかも専門的になっています。また自分たちの地域は自分たちの手でつくるという気風もでてきています。今後、市民と行政が手をつないで、まちづくりを行うという場面は多くなると思います。本市は、市民が市政等に参加しやすい環境の整備に取り組みます。

1 自治基本条例の制定に取り組みます。

これからのまちづくりは、「自助・共助・公助」という考え方の下、市民ができることは自らの行動により(自助・共助)、また、行政が担うべき分野(公助)においても、意思決定や執行過程に積極的に参加するなど、市民が主体となって行われることとなります。

そこで、市民が主体となったまちづくりを一層推進するため、まちづくりに関する基本理念や基本原則のほか、まちづくりの基本的ルール(市民の役割や権利・義務、市長その他の行政機関の役割と責務、市民参加の仕組みなど)を内容とし、本市の憲法ともいえる自治基本条例を制定します。

2 自主的なまちづくりを行うコミュニティ組織の構築に向けて取り組みます。

安心して、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、市民が地域の課題を共有し、解決に向けて、お互いに助けあいながら、自主的にまちづくりに取り組むことが必要です。

そのため、このような地域的課題を解決し、自主的にまちづくりに取り組むコミュニティ組織を、例えば小学校区単位などで構築できないかなどについて、地域の主体性・自立性を尊重しながら取り組みます。



住吉神社の桜